

三宅村営住宅 入居者募集のご案内

募集戸数
8 戸

○申し込み受付期間

令和2年3月2日(月)

～3月13日(金)

1.募集する住宅

団地名	所在地	規格	戸数	月使用料 (収入により増減)	備考
坊田第二団地	伊豆 989 番地	2DK	2戸	15,700円～	
長沢第二団地	伊ヶ谷 465 番地	3DK	2戸	17,800円～	
岡堀団地 2号棟	阿古 2207 番地 2	3DK	1戸	17,300円～	
釜根団地 1号棟	阿古 700 番地 3	2K	1戸	9,300円～	
下鏑団地 1号棟	阿古 709 番地 2	3DK	1戸	16,900円～	
大永井第二団地1号棟	坪田 5379 番地	3DK	1戸	18,400円～	

2.入居資格（申込日現在、次の1～6の全てにあてはまる必要があります）

1) 三宅村に住所又は勤務先を有している方。

※勤務先を有している場合は、入居後確実に住民票を移せる方に限ります。

2) 世帯の合計収入基準が月額259,000円以下の方。

※1 収入基準の対象期間は平成30年の1年間の収入。

※2 計算方法の詳細は、別紙「認定収入月額算定方法について」を参照。

3) 現に、住宅に困窮していることが明らかな方。

※3 原則として、自家所有者は入居資格がありません。

4) 地方税、三宅村の各種使用料等を滞納していない方。

5) 団地の自治活動に協力できる方。

6) 月額使用料を口座振替(七島信用組合または、ゆうちょ銀行)でお支払できる方。

※その他、保証人1名が必要です。

3.申込方法

1) 「村営住宅入居申込書」に必要事項を記入の上、次の必要書類を添えて地域整備課へ提出して下さい。

①住民票:申込者及び同居予定の親族等全員分(婚約者も含む)「本籍地・続柄記載」

②所得証明書:平成31年度(平成30年分)「村営住宅申込用」・・・村の税務係で発行

③納税証明書:村の税務係で発行

2) 婚約中の方は「婚約証明書」を添付して下さい。

3) 入居予定者の中に障害者手帳の交付を受けている方がいる場合は、「障害者手帳」の写しを添付して下さい。

※提出していただいた申請書・その他添付書類については、当・落選に関係無く、返却いたしませんので、ご了承下さい。

※申込みは、1世帯につき1通です。1世帯で重複申込みをした時、同一人の氏名を2通以上の申込書に記入したときは(同居親族欄に記入しているものを含む)、全部の申込みが無効となります。

4. 申請書受付場所

- ・三宅村役場臨時庁舎（東京都三宅島三宅村阿古497番地）（※郵送可能）
- ・三宅村内各出張所（神着・伊豆・伊ヶ谷・坪田出張所）

5. 申込期限

令和2年3月13日（金）必着

6. 入居者の決定

令和2年3月27日（金）までに、申請書に記載された住所に入居決定（抽選の場合は抽選日のお知らせ）等の書類を送付します。

※申込者が募集戸数を超えた場合は、三宅村営住宅使用条例第8条に基づき決定します。

また、応募状況及び当選に関するお問い合わせは一切お受けできませんので、あらかじめご了承ください。（当選・落選・抽選等については書類を郵送にてお知らせいたしますので、通知書類を受け取れるようにして下さい。）

7. 入居手続き

入居決定後、平日**10日以内**に三宅村役場地域整備課にて手続きをお願いします。

手続きについては、下記の書類を準備して下さい。

- ①保証金の領収書（住宅使用料の2ヶ月分）
- ②請書「賃貸借契約書」3部・・・本人と連帯保証人の署名・押印（印鑑登録証明と同一）が必要。
- ③連帯保証人の「印鑑証明書（発行から3カ月以内）」
- ④連帯保証人の「所得証明書：平成31年度（平成30年分）」

※入居にあたり連帯保証人1名が必要となります。

連帯保証人の要件（一緒に入居される方は連帯保証人になれません）。

- ・（使用者と別に）独立の生計を営む者。
- ・保証人の所得が、使用者と同じ又はそれ以上の収入がある者。

⑤金融機関での口座振替申込書の控え

- ・七島信用組合の場合：「預金口座振替依頼書」
- ・ゆうちょ銀行の場合：「自動払込利用申込書」

8. 入居時期

入居手続き完了後から入居可能。（住宅により要調整）

※入居日について

住宅担当者等と現地立会い（平日：要調整）後に、その場で鍵の引渡しとなります。

9. 使用料の他に入居者の負担する費用

- 皆様方に行っていただく工事
 - ・TVアンテナ取付工事
 - ・NTT電話回線設置工事

- ・照明機器設置工事(電灯交換など)

居間及び部屋には照明器具はございませんので、各自にてご用意下さい。

- ・ガスメーター設置工事

ガスコンロについては付属されていませんので、各自にてご用意下さい。

※上記各工事は団地によって対象にならないものも含まれています。

- 軽微な設置・修理・修繕又は清掃は使用者の負担で行って下さい。

※公営住宅法に基づき収入に応じた家賃計算となり、民間賃貸住宅に比べ家賃が低廉化されております。また、修繕費用部分の家賃は含まれておりませんので、その点をご了承頂き、入居願います。

- 自治会等(居住者の大半で構成されている団体)へ支払うもの

これは、皆様が維持管理をして、その費用を団地居住者の代表者(例えば自治会)などを通して皆様で支払うものです。

- (1)使用料金

街路灯、階段灯、廊下灯、給水施設及び浄化槽、その他共同施設の電気及び水道料金

- (2)上記の各電球、蛍光灯、笠、スイッチ、ヒューズ等の交換に要する費用

- (3)その他、自治会等(居住者)が決定した維持管理に要する費用

- 住宅退去時、入居者の方の使い方が原因で修繕が必要になった際、修繕費用の負担をして頂くことを条件とします。

10.その他

- ・村営住宅では、犬・猫等の飼育はできません。ご了承ください。
- ・その他ご不明な点は下記までお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先(郵送先)

〒100-1212

東京都三宅島三宅村阿古497番地

三宅村役場 地域整備課 環境整備係

担当:坂井 電話(04994)5-0989